

新型コロナワクチン秋冬接種は2回以上接種が終了し、前回より3か月以上経過した方が対象です。

■ 新型コロナワクチン秋冬接種の内容

- ※対象者：新型コロナワクチン接種2回目以上が終了し、前回接種から3か月以上経過している方
- ※ワクチンの種類：オミクロン XBB 1 価ワクチンを1回接種します。



■ 接種を希望される方は役場へ申請が必要です

新型コロナワクチン秋冬接種を希望される方は、**申請が必要です**。
接種券および予診票を送付しますので役場までご連絡ください。
 来庁または電話での申請になります。接種期間は**R 6年3月末**までです。

申請先
錦江町役場 健康保険課
☎ 22-3044

■ 接種までの流れについて

1. 申請をされた方に**青色の接種券および予診票**が届きます。
2. 病院にワクチン接種の**予約**をします。

※病院によって、予約方法が異なりますので、下記の表を参考に予約してください。
 ※病気の治療中または経過観察中である場合は、かかりつけ医（主治医）にご相談のうえ、予約を行ってください。
 ※他の予防接種（インフルエンザワクチン接種を除く）を受けた方は、**接種から前後2週間の間隔を空けなければ**新型コロナワクチン接種を受けられません

【接種を行う医療機関（6か所）】 詳しくは鹿屋市のホームページをご覧ください

医療機関名	予約方法	連絡先	医療機関名	予約方法	連絡先
えとう小児科	病院へ予約	0994-40-3700	鹿屋ハートセンター	病院へ連絡	0994-41-8100
こだま小児科	病院へ予約	0994-41-5111	やのファミリークリニック	病院へ連絡	070-8438-6248
おひさまこどもクリニック	インターネット予約		まつだこどもクリニック ※かかりつけの方のみ	病院へ連絡	0994-52-0507

3. 接種当日に持っていくもの

- ① 接種済証・接種券付き予診票（予診票は事前に記入して医療機関にお持ちください。）
- ② 本人確認書類（マイナンバーカードや保険証等の氏名・住所・生年月日が確認できるもの）
- ③ お薬手帳（お持ちの方のみ）
- ④ 母子健康手帳

※接種には、**保護者同伴でお越しください**。



4. ワクチン接種について

●接種当日の流れ



※当日、対応が37.5℃以上の方は接種を受けることができません。

※接種費用は無料です。

※接種前に誕生日が到来し、**新たに12歳になった方**は小児用は接種できませんので役場健康保険課までご連絡ください。

お問い合わせ先 錦江町役場 健康保険課 ☎ 22-3044

介護福祉課 ☎ 22-3042



スマホの基本操作やアプリの使い方
錦江町高齢者スマホ教室開催

スマートフォンを購入したが、使い方が分からない方、持っているのに使いこなせていない方、そろそろスマホにしようかなと思われている方に基本的な操作内容や便利なアプリの使い方を教えます。

開催情報 事前に申込みが必要となります

日時▶ 11月28日 ☎ 13時30分～15時

場所▶ 錦江町総合交流センター 2階会議室

内容▶ 「SNS編」

参加費▶ 無料 定員▶ 18名

対象年齢▶ 60歳以上

※60歳未満の方もお申込み可能ですが、定員越えの場合、60歳以上の方が優先となります。



来月の開催予定 どの講座からでも参加できます

アプリ編 12月13日 ☎ 13時30分～15時

キャッシュレス編

12月26日 ☎ 13時30分～15時

1月以降の開催については、随時、広報紙、ホームページ等で周知予定です。

●お申込み・お問い合わせ先
 ドコモショップ鹿屋店 ☎ 0120-427-000

住民税務課 ☎ 22-3039



不法投棄のない住みよい地域づくりを
11月は不法投棄防止強化月間

県では産業廃棄物の不法投棄の根絶を図るため、毎年11月を「不法投棄防止強化月間」と定め、不法投棄防止の啓発活動やパトロールを強化しています。

不法投棄は重大な犯罪です

5年以下の懲役、1,000万円以下の罰金又はこの併科が科せられます。



この機会に一人ひとりが、「**不法投棄をしない。させない。見つけたらすぐ電話を**」という意識を持ち、不法投棄のない住みよい地域をつくりましょう。

産業廃棄物の不法投棄を発見したら、大隅地域振興局保健福祉環境部（☎ 0994-52-2127）または県庁廃棄物・リサイクル対策課（☎ 099-286-3810）までご連絡ください。

住民税務課 ☎ 22-3039



浄化槽の適正な維持管理のために
毎年1回浄化槽の法定検査を

浄化槽は「保守点検」、「清掃」、「法定検査」という維持管理が適正に行われることによって、私たちの生活から排出された汚水を浄化し、きれいな水にして流すことができる装置です。法定検査は、保守点検、清掃とは別に、毎年1回の検査が義務付けられています。



●定期検査（浄化槽法第11条）

浄化槽の保守点検及び清掃が適正に行われているか、また適正に使用され浄化槽の機能が正常に維持されているかを検査し、併せて浄化槽から放流される水が基準以下のきれいな水になっているか、処理水を持ち帰り詳しい水質検査（BOD）を実施します。不適事項があれば、行政及び関係者が状況を把握するとともに早期にそれを是正することを目的としています。

●効率化による検査を実施（10人槽以下）

鹿児島県では、国が定める浄化槽ガイドライン検査から、検査内容を効率化した検査方法を実施しています。4年に1回の検査員による検査と4年に3回の採水員による検査を組み合わせ実施します。国の指導で、他県と同様に毎年検査することになりますが、1回あたりの検査手数料は引き下げられます。

●検査手数料（5～10人槽）

合併処理浄化槽	単独処理浄化槽	検査頻度
基本検査 (ガイドライン検査) 5,000円	ガイドライン検査 4,000円	4年に1回
	採水員検査 3,000円	4年に3回

※日程については、事前に（公財）鹿児島県環境保全協会からハガキでお知らせいたします。

※検査結果は、保健所、土木事務所、市町村役場に報告され、必要に応じて指導が行われます。なお、この検査を受けない場合は行政指導の対象となります。

●お問い合わせ先 鹿児島県環境保全協会
 ☎ 099-296-9000